

大口町スポーツ施設・大口町温水プール 指定管理者業務仕様書

大 口 町

1 趣旨

本仕様書では、大口町スポーツ施設・大口町温水プールの指定管理者が行う業務内容及び履行方法について定めます。

2 大口町スポーツ施設・大口町温水プールの管理運営に関する基本的な考え

- (1) スポーツを通じ、体位の向上と規律、協調、友愛の精神の涵養を図り、心身ともに健全な町民を育成するためという施設の設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者のサービス向上に努めること。
- (3) 常に安全で効率的、効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (4) 個人情報の保護に努めること。

3 施設の開館日・利用時間

施 設 名	月	火	水	木	金	土	日	祝日	利用時間
大口町総合運動場 (多目的運動場) (総合テニスコート)	○	○	○	○	○	○	○	○	7:00~21:30
(多目的広場) (ゲートボール場)	○	○	○	○	○	○	○	○	7:00~19:00
わかしゃち国体記念運動公園	○	○	○	○	○	○	○	○	7:00~21:30
河北グラウンド 秋田グラウンド 大口町野球グラウンド 大口町テニスコート	○	○	○	○	○	○	○	○	7:00~19:00
大口町温水プール	○	○	○	○	○	○	○	○	7:00~21:00
スポーツ施設受付	○	○	○	○	○	○	○	○	

ア 年末年始の休止期間 12月28日~翌年1月4日

イ 指定管理者は、町と協議のうえ、開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館日を定めることができるものとします。

4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、以下の項目に留意するとともに、大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例をはじめ関係する法令及び条例等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理及び運営に努めるものとします。

なお、管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定めます。

(1) 開館時間、休館日及び利用制限並びに利用許可について

指定管理者は町長と協議のうえ、開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館日を定めることができるものとします。

(2) 個人情報の保護について

指定管理者は、個人情報の適正な管理にあたり、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとします。

(3) 情報の公開について

指定管理者は、情報の公開に関して「大口町情報公開条例」を遵守するものとします。

5 指定管理者が行う業務の範囲（詳細は1 1 業務内容を参照）

(1) 利用の許可等に関する業務

(2) 利用料金の徴収に関する業務

(3) 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務

(4) 施設利用者の利便向上に資する業務

(5) 緊急時の対応に関する業務

(6) 事業計画及び事業報告に関する業務

(7) 自己評価に関する業務

(8) 町の実施事業に対する協力業務

(9) その他、施設の管理運営に必要と認められる業務

※1 指定管理者の業務を除外する部分

温水プール地下書庫部分（範囲については町と協議）

6 業務の再委託

包括的な再委託については不可とし、個別業務の再委託については町と事前に協議し、承認を得るものとします。

7 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

ただし、大口町温水プールは、この期間内に大規模改修等の計画があり、施設休館期間を設ける予定をしています。（期間については町と協議）

8 利用料金制について

(1) 本件は利用料金制を適用することとし、利用料金及び事業収入は、指定管理者の収入とします。

現況の使用料金を以下に示しますので、その額を基準として、時間区分や利用料金、町内外利用者の区分、割引制度等、指定管理事業者の工夫と判断による提案を求めます。

施設名称	単位	金額	備考
総合運動場 (多目的運動場)	半面／2時間	620円	町外利用者は倍額 照明：1時間1,920円 ※町外利用者は倍額
わかしゃち国体記運動公園	2時間		町外利用者は倍額 照明：1時間1,710円 ※町外利用者は倍額
秋田グラウンド			※町外利用者は倍額
河北グラウンド			
野球グラウンド			
総合テニスコート	1面／2時間	400円	町外利用者は倍額 照明：1面1時間400円 ※町外利用者は倍額
町テニスコート			町外利用者は倍額
町屋内運動場	1時間	520円	町外利用者は倍額 照明：1時間260円 ※町外利用者は倍額
大口町温水プール	1回	大人 310円 小・中学生 100円	大人回数券 11枚：3,100円 小・中学生回数券 11枚：1,000円
大口町温水プール (コース専用)	1コース／ 1時間	大人 1,670円 中学生以下 830円	ロッカー専用料 1個1か月1,040円

※収益事業での利用は不可（但し、大口町NPO登録団体は除く）

(2) 利用料の還付について

天候等、利用者の都合以外の理由により施設が使えない場合（使えなかった場合）及び利用取り消しの申出が14日前までは全額、7日までは半額を還付。

(3) 利用申請の受付時期について

利用日の3か月前の1日（町外利用者は7日）から、利用申請の受付を可能とします。ただし、町主催事業、学校行事等、公益性のある事業及び補助団体や育成団体全体の大会、町内事業所の事業所行事等の会議については、期日前の申請を認めることとします。特に野球グラウンド及び町テニスコートについては、本

来、大口中学校の学校施設の一部としての施設であるため、中学校が利用することを優先とする。

※町と事前に協議し、可否を判断する。

9 経理に関する事項

(1) 費用負担について

ア 提案対象外経費

施設の維持管理経費は、公の施設として利用者の方々の利便性をより高めるため、基本的には町が負担するものとし、次のとおり「①町が直接請求者に支払う経費」と「②指定管理者が履行し、町が経費を補填する経費」に区分します。

① 大口町が直接請求者に支払う経費

	種 別	科 目
ア	使用量により変動する支出	電気料、ガス代、水道料、下水道使用料
イ	自動継続契約による支出で定額なもの	土地賃借料、電柱共架費
ウ	資産価値に変動を伴う支出	工事請負費

② 指定管理者が履行し、町が補填する経費

	種 別	科 目
ア	施設全体の維持管理に要する支出	保守点検委託料、入場者保険料、法定検査手数料、樹木剪定委託料、危険物協会負担金、施設・附帯設備修繕費、夜間警備委託料、芝管理委託料
イ	分割可能ではあるが、同等水準で維持管理すべき支出	定期清掃委託料、モップ・マット賃借料、植木鉢賃借料、トイレ洗浄器賃借料

イ 提案対象経費（指定管理料対象）

受付事務費、施設管理運営費など、スポーツ施設の運営提案に基づき、審査会等の協議を経た後、必要な事業運営費を指定管理料として支払います。

指定管理を希望する者は、事業運営する施設に係る個別経費を勘案し、事業(収支)計画を提案するものであり、採択された計画が達成できない場合であっても、原則町はその部分の補填はしません。

(2) 経費の支払いについて

ア 経費の支払い

指定管理経費及び補填経費は、原則後払いとし、方法等の詳細については締結する協定書に定めるものとします。

イ 施設修繕費について

施設・附帯設備の修繕に係る費用が130万円以下（消費税及び地方消費税を含む。）の場合は、指定管理者の予算の範囲において履行するものとし、20万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合は、町と協議のうえ履行するものとします。

なお、130万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものについては、町の責任において実施するものとします。

ウ 備品について

事業運営に要する現有備品は、指定管理者に無償貸与するものとし、修繕等に要する費用は指定管理者が負担することとします。

なお、貸与した備品が修繕不能となった場合や、自主事業あるいは新規事業に新たに備品を必要とする場合は、指定管理者において購入するものとし、指定管理者の所有とします。

エ 消耗品の管理について

施設の運営に支障をきたさないよう消耗品を購入し、管理するものとします。

オ 事業経費管理

指定管理事業用の収支管理を他事業とは別に行なうこととします。

10 法令等の遵守

大口町スポーツ施設・大口町温水プールの管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づくこととします。

- (1) 地方自治法
- (2) 大口町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (3) 大口町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則
- (4) 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例
- (5) 大口町スポーツ施設の管理運営に関する規則
- (6) 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例
- (7) 大口町温水プールの管理運営に関する規則
- (8) 大口町情報公開条例
- (9) その他関係法令

1 1 業務内容

(1) 管理業務（各施設共通事項）

①受付業務（利用料金の収受）等

ア 受付事務は、利用者の利便を図るよう、簡素かつ迅速に行ってください。

イ 本業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制度により、利用料金を当該指定管理者の収入とします。利用料金は現金納付で指定管理者が現金の管理を行ってください。

ウ 毎月末締めで、各施設ごとの利用者数及び利用料金統計を作成し町へ報告すると共に、年度終了後には、年間統計資料を作成し提出すること。

②緊急・防災・防犯等発生時、直ちに対処してください。緊急時の対策及び防犯、防災対策についてマニュアルを作成し、従事者に指導及び訓練を行ってください。

③町及び関係機関の要請に速やかに対応できるよう、施設利用状況、利用料収入状況、会計諸帳簿、施設管理日誌等の関係証書類を備え、事業運営あるいは施設管理状況を常に的確に把握してください。

④トイレ清掃、施設内及び施設周囲の除草等日常の清掃業務に必要な人員を配置し、施設内外の清潔な環境を保持してください。

⑤駐車場及び駐輪場の管理を行うこととします。

⑥施設内の秩序を維持し、事故・盗難・破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・阻止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために、保全管理を適切に行うこととします。

⑦入場者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるよう賠償資力を確保するための適切な保険に加入してください。なお、建物損害保険（火災、落雷等）については町が加入しますが、その他施設管理上必要があれば、指定管理者で加入してください。

⑧施設維持管理用消耗品（電球、トイレットペーパー等）、事務用消耗品（事務用品、応急処置用医薬品等）、清掃用消耗品（洗剤、清掃用具等）は、指定管理者の負担とします。

⑨町が提供する施設予約システムや町ホームページ等により、スポーツ施設の利用状況等の情報を提供してください。

⑩大口町スポーツ施設の管理運営に必要な印刷物（利用案内、封筒等）を作成し、必要に応じて指定場所へ配布してください。

⑪非常災害時その他の事故が発生したときは、必要に応じスポーツ施設を臨時休館（判断に迷う場合は町へ合議する）すると共に、災害復興の間は、地域住民の避難場所等として使用する場合があるので、その際は、必要に応じた協力をしてください。特に町屋内運動場については、町の避難場所としての指定がされているので、災害時等には優先して町の避難場所の開設及び運営に協力してください。

(2) 指定管理者が施設の設置理念と町の条例等を遵守しながら、自主事業を展開してください。

(3) スポーツ施設の運営

(総合運動場、わかしゃち国体記念運動公園、秋田グラウンド、河北グラウンド、野球グラウンド、町テニスコート)

- ①総合運動場管理棟に施設管理員を配置し、設備管理業務、巡回警備業務、緊急対応業務等、施設利用者対応を行ってください。本業務に支障がないと判断されれば、施設管理員が後記(4)の業務を兼務しても差し支えないものとします。

③ スポーツ施設の占用

一般利用者に不都合が生じないよう、一般利用枠が50%を超えるよう措置を講ずるものとし、指定管理者が自主事業を実施する場合は、計画段階（公表前）で町と利用時間、使用料等を協議の上、進めてください。

③利用料の設定及び利用受付

利用料については、町提示利用料の時間単価をベースとし、時間区分について自由な提案をしてください。

④施設利用料の減免

減免制度については平成20年度より、原則、廃止し、事業実施主体者または後日、町行政において負担しますがその支払方法については双方で協議するものとします。ただし、例外として、野球グラウンド及び町テニスコートについては本来、大口中学校の学校施設の一部としての施設であるため、中学校が学校行事として使用する平日の場合においては、原則利用料を免除することとします。この場合の利用料について、町は負担しません。

(4) スポーツ施設の管理

- ①建築基準法等の各種法令に基づき、次のとおり定期的に点検、測定及び結果報告等を行ってください。

法 令	対 象	点検内容等	点検等の頻度	備 考
消防法 17 条の3の3	消火器、誘導灯	外観・機能点検	6か月に1回	
	自動火災報知器 排煙設備	外観・機能点検	6か月に1回	
		総合点検	年1回	消防署へ結果報告
電気事業法 42条	自家用電気工作物 (総合運動場)	月次点検	隔月	設備容量 220KVA 受電電圧 6600V
		年次点検	年1回	
浄化槽法	浄化槽法定点検	定期点検	点検年4回 清掃年1回	秋田グラウンド 河北グラウンド

- ②法令の定めはありませんが、次のとおり保守点検及び清掃等を実施し、効率的及び長期的に機器が使用できるよう維持管理に努めてください。

種 別	業務内容	点検等の頻度	備 考
冷暖房機 (総合運動場管 理棟)	フィルター清掃及び点検	年2回	パッケージエアコン 1階事務室2台 1階ロビー4台

			2階ジム室2台
--	--	--	---------

③総合運動場管理棟の夜間（21 時 30 分～翌朝 7 時 30 分）警備は、警報機器等を活用した警備システムによることとします。

（5）温水プール運営

①利用者受付及び監視業務（詳細は別紙）

②上記各部門の事業運営に支障がないよう適正な人員を配置するとともに、必要に応じ研修等を実施し、従事者の資質向上に努めてください。

なお、従事者の勤務形態等は、労働基準法等の関係法令を遵守してください。

③温水プールの占用

一般利用者に不都合が生じないよう、一般利用枠が 50% を超えるよう措置を講ずることを基本とし、指定管理者が自主事業を実施する場合は、計画段階（公表前）で町と協議の上、進めてください。

④開館及び利用料について

ア 開館（曜日・時間）については、過去の利用実績等を踏まえ、指定管理者の提案を求めます。

イ 施設利用料については、町提示利用料を上限として、町内外の格差（従来は区分なし）も含めた自由な提案を求めます。教室などの料金設定については、内容及び市場の動向を勘案して指定管理事業者が設定してください。

なお、割引制度を含めた教室などの料金設定については、事業者の工夫と判断に委ねます。

⑤施設利用料の減免

ア 専用利用の減免については、平成 20 年度より原則、廃止しました。行政等が利用する場合についても相当額を指定管理者に支払うものとします。

イ その他指定管理者の判断により施設利用料の減免を可能とします。ただし、その場合の利用料相当額について町は負担しません。

（6）温水プール施設維持管理

①施設管理員は、設備管理業務、巡回警備業務、緊急対応業務等を行い、利用者の安全及び施設の保全を確保してください。

②消防法施行令別表第 1（16）イに該当する防火対象物のため、甲種防火管理者を選任（消防法第 8 条）し、消防関係諸法令に基づき適正に管理してください。

また、同法第 8 条の 2 の 3 第 3 項の該当施設ですが、特例認定制度により報告義務が免除されているため、認定要件を逸脱しないこととします。

③毎年 1 回（12 月末頃を想定）、プールの水を抜き、総点検及び修繕、補修等を集中的に行うこと。

④建築基準法等の各種法令に基づき、次のとおり定期的に点検、測定及び結果報告等を行ってください。

法 令	対 象	点検内容等	点検等の頻度	備 考
消防法 17	消火器、誘導灯	外観・機能点検	6 か月に 1 回	

条の3の3	自動火災報知器 ガス漏れ警報器 非常放送設備 排煙設備	外観・機能点検	6か月に1回	
		総合点検	年1回	消防署へ結果報告
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)	建築物内部	害虫調査及び駆除	6か月以内に1回	調査は2か月毎
電気事業法 42条	自家用電気工作物		2か月毎に1回	うち停電点検 年1回
ガス事業法 第40条2	ガス設備調査	機器の消火基準適合	3年毎	ガス事業者が無料実施

⑤法令の定めはありませんが、次のとおり保守点検及び清掃等を実施し、効率的及び長期的に機器が使用できるよう維持管理に努めてください。

種 別	業務内容	点検等の頻度	備 考
温水プール設備	別紙のとおり		
自動ドア	温水プール玄関（東側）及び障害者トイレの自動ドア保守点検	年4回	
冷暖房機	GHP（更衣室、ホール事務室等系統）		保守のみ
水質検査	25m・多機能プール・オーバーフロー水ジャグジー	5項目毎月 4項目年2回	
高窓	プール内高窓	年1回	
害虫駆除	ロッカー消毒	毎月1回	
プール槽	点検及び補修	年1回	換水時
地下ピット	汚泥引抜及び清掃	年1回	換水時

⑥玄関マット・モップ及び植木鉢を定期的に交換するなど、施設の快適な環境づくりに努めてください。設置数及び交換回数の下限は次のとおりとします。

種 別	設 置 数	年間実施回数
FFCセラミックシステム	40kg（バランシング水槽内等）	通年 （交換は年1回）
マット・モップ交換	マット7枚 モップ1枚	年24回 年24回
トイレ洗浄器	男子トイレ（5基）	月1回交換

⑦夜間警備は、警報機器等を活用した警備システムによることとします。

⑧警備業法及び警備員等の検定等に関する規則に定める基準に準ずる警備員等の配置に努めること。

温水プール受付及び監視業務等仕様書

※共通事項

1. 勤務時間は、温水プール開館時間及び終了時間の30分前後とする。
2. 1日の業務が終了したときは、業務日誌、管理日誌に記入し、町から提出を求められた場合速やかに提出すること。
3. 職員の資格及び人数は、別表のとおりとする。
4. 職員の服装は、町と協議の上指定したものを着用し、常に清潔に保つこと。
5. 職員の交替は連絡を密にし、支障のないようにすること。
6. 職員は、自己に与えられた業務内容をよく理解し、業務遂行に努めること。
7. その他町のプール管理上の指示に従うこと。
8. 泳力検定を常時受け付け、行うものとする。

※監視・受付及び日常清掃

1. 監視及び日常清掃の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 25mプール、多機能プール、ジャグジー、プールサイド、受付、ロビー、休憩コーナー、1階各トイレ、2階観覧席、2階トイレ
 - (2) 室内付属設備、休養室、湯沸室、監視員用更衣室、器具庫、採暖室、物置、シャワー室、便所、更衣室、地下機械室等
2. 監視業務は次のとおりとする。
 - (1) 監視員の任務については、利用者に対し注意事項をよく理解させ、利用者が安全で、楽しく利用できるように管理運営に努める。
 - (2) 監視員の心得
 - ア 監視に際しては、人命の尊重を最優先とする。
 - イ 救急箱及び自動体外式除細動器等を常に整備しておくこと。
 - ウ 人工呼吸法や応急救護法をよく体得しておくこと。
 - (3) 具体的注意事項は次のとおりとする。
 - ア 幼児（小学生未満）は、保護者同伴か否かを見極め、単独では入水させないこと。
 - イ 25mプールへ入水させても良いか否かを見極めること。
 - ウ プールサイドを走らせないこと。
 - エ 走飛込みや回転飛込みはさせないこと。
 - オ プール内やプールサイドで物を投げ合わないようすること。
 - カ 水泳帽、ゴーグル、タオル以外は、持ち込ませないこと。
 - キ 眼鏡をかけて入水させないこと。
 - ク 水着以外では入水させないこと。
 - ケ プール内は禁煙で、飲食も禁ずること。ただし、水分補給の場合は、可能とする。
 - コ 他人に迷惑のかかる行為は、禁ずること。
 - サ シャワーにかかってから入水させること。
 - シ プール内では水泳帽を必着させること。
 - ス 酒気を帯びたものは入場させないこと。
 - セ 体調の悪い者は、入場させないこと。

ソ プールサイドに設けられた設備等を乱雑に扱わせないこと。

(4) 事故が発生したときの措置

ア 直ちに救助に当たるとともに、責任者に連絡すること。

イ 事故者を引き上げ、保温するとともに人工呼吸法等応急救護処置を行い、救急隊又は医師に引継ぐまで、救助活動を行うこと。

a. 心肺蘇生法の実施

- ・一刻も早く始め、保温に努める。
- ・水を飲んでいるときは、水を吐かせる。
- ・口中に異物があるときは、取り除く。
- ・蘇生しても中止することなく、5分間程度続け安静にしておく。
- ・AEDの使用
- ・救急隊が到着したら状況を説明し速やかに引き渡すこと。

(5) 入場者の問いに快く応ずること。

(6) 定められた時間には、業務日誌に基づき計測及び検査を行うこと。

(7) プールの開閉をすること。

(8) 怪我人又は気分の悪くなった者の応急処置。

(9) 90分に10分程度の休憩で監視は常時4名体制（夏期は5名）を基本とし、入場者数の状況によって管理者は人数を調整すること。

(10) その他町が必要とする事項。

3. 受付業務の内容は、次のとおりとする。

(1) プール利用者に対して、使用上の注意事項をよく説明し利用者の安全な遊泳にこころがける。

(2) 受付員の心得は、次のとおりとする。

ア 受付に際しては、いつでも笑顔で親切をモットーに対応すること。

イ 受付内、男女更衣室、休憩コーナー、1階ホールの整理整頓に努めること。

(3) ボイラーの点火及び消火、券売機の管理。

(4) 具体的注意事項は、前項2の監視業務(3)と同様とする。

4. 清掃業務の内容は、次のとおりとする。

(1) プール内の浮遊物や水底沈殿物を除去すること。

(2) プールサイドは、原則として水洗いとし、ブラシ又はポリッシャーでこすり、水切りをすること。

(3) その他室内清掃にこころがけ錆やカビに注意してよく水切りに努める。

※機械設備の運転、保守管理業務

この業務については、町の指示に従い、誠実に業務を行い事故による損害を未然に防止し、設備の延命と経費の節減を図り、適正な運転、確実な点検、保守管理を行い業務に支障のないように努める。

1. この業務は、機械室等の状態に異常を感じた場合は、速やかに町に連絡すること。

2. 点検、手入れ及び機械室の清掃は毎月実施すること。

3. プール内温度の設定は、下記のとおりとし、調整をすること。

場 所	設定温度
25mプール	水温29℃から30℃まで
多機能プール	水温30℃から32℃まで
ジャグジー	水温35℃から37℃まで
室温	室温32℃から35℃まで

4. プール水は、残留塩素0.4ppm以上1.0ppm以下、水素イオン濃度5.8pH以上8.6pH以下、その他愛知県プール条例に定める水質基準を保つようにすること。
5. 常に機器等の運転に注意して、節約に努めること。
6. 施設開館日は、ボイラーの点火及び券売機の設定をすること。
7. 耐熱シートについては、水温が極度に下がると予想されるとき（概ね11月から3月）に設置する。

(別表)

仕様書第1 共通事項の3に定める従業員の資格及び人数

職種	資格条件等	人数
1 監視業務管理及び機器類の運転・点検業務責任者	(1) 監視業務に経験があり責任者にふさわしい人格者で、日本赤十字社水上安全法救助員もしくは普通救命講習を終了した者 (2) 年齢22才以上のものとする。	1人
2 機械点検保守管理及び監視業務補助	年齢20才以上の者で日本赤十字社水上安全法救助員もしくは普通救命講習を終了した者	1人
3 監視業務員	年齢18才から65才までの者で日本赤十字社水上安全法救助員もしくは普通救命講習を終了した者	3人
4 受付業務員	高校卒業以上の者で、年齢18才から60才までの者	1人
5 監視業務補助員、受付業務補助員及び日常清掃員	(1) 業務に適した健康な者で18歳以上又はこれに準ずる年齢の者 (2) 監視業務補助員は、普通救命講習を終了した者	若干名

※1～5については、契約者の職員とする。

※監視業務については、入場者数及び専用使用の状況により、安全確保を念頭に、2名から4名の範囲で責任者が調整することを認める。

内訳

1. 空調設備保守点検		数量	単位	備考
CH-01 冷却塔一体型冷温水発生機	20RT	1	式	年2回
GHP ガスヒートポンプマルチ室外機	冷房能力22.4KW 暖房能力25.0KW	3	台	年2回
GHP-1-1 ガスヒートポンプマルチ室内機		1	台	年2回
GHP-1-2 ガスヒートポンプマルチ室内機		2	台	年2回
GHP-2-1 ガスヒートポンプマルチ室内機		4	台	年2回
GHP-3-1 ガスヒートポンプマルチ室内機		4	台	年2回
膨張タンク点検整備	1m3	1	基	年1回
空調機点検整備(フィルター清掃含む)	DH-13	1	台	年4回
ロスナイ点検整備	LP-400A72	1	台	年4回
ロールフィルター取替調整		1	組	別途
空調機点検整備(フィルター清掃含む)	DH-35	1	台	年4回
ロスナイ点検整備(3台)	LUP-80	1	式	年4回
ロールフィルター取替調整		1	組	別途
片吸込み排気ファン点検整備(屋上機械室)		1	台	年2回
ラインファン点検整備(屋上機械室)		1	台	年2回
デリベントファン点検整備(3台)		1	式	年2回
プール内給気ファン点検整備(10台)	V-200CP-D	1	式	年2回
プール内排気ファン点検整備(8台)	V-200CP-D	1	式	年2回
給気ファン点検整備(地下ピット)	BFS-150SY	1	台	年2回
排気ファン点検整備(地下ピット)	BFS-150SY	1	式	年2回
給気ファン点検整備(地下機械室)	#2 1/2×2.2kw	1	台	年2回
排気ファン点検整備(地下機械室)	#2 1/2×2.2kw	1	台	年2回
ファンコイル点検整備(フィルター清掃含む)(11台)		1	式	年4回
諸経費		1	式	
2. 衛生設備保守点検				
膨張タンク点検整備	AST-95	1	基	年2回
塩素貯溜槽 800L×4 点検清掃整備		1	槽	年1回
プレート型熱交換器点検整備	UX-296-P-29	1	台	年2回
プレート型熱交換器点検整備	UX-216J-26	1	台	年2回
貯湯槽 7000L 点検清掃整備		1	基	年1回
オーバーフロー槽 10m³ 点検清掃整備		1	基	年1回
温水集熱槽(中温) 8m³ 点検清掃整備		1	基	年1回
温水集熱槽(高中温) 4m³ 点検清掃整備		1	基	年1回
温水ボイラ点検整備	GFU-700	1	基	年2回
温水ボイラ点検整備	GHL401SN	1	基	年2回
熱源水循環ポンプ点検整備	80LPD63.7A	1	式	年2回
熱源水循環ポンプ点検整備	50LPD61.5A	1	式	年2回
給湯(昇温)循環ポンプ(2台)点検整備	40LPS6.4A	1	式	年2回
給湯循環ポンプ(2台)点検整備	32LPS6.25A	1	式	年2回
熱源水ポンプ点検整備	SF-1256	1	台	年2回
湧水ポンプ(2台)点検整備	50DS6.4	1	式	年2回
バランシング水槽3m³ 点検清掃		1	槽	年1回
諸経費				
3. ソーラーシステム保守点検				
強制循環式1水回路システム				
機器整備点検		1	式	年1回
集熱器・蓄熱槽・膨張槽・補給水槽・熱交換器・ポンプ・架台				
配管・計装・不凍液・密閉式膨張槽				
諸経費				
4. 濾過装置保守点検				
メインプール系統		1	式	年2回
濾過装置×1基				
濾過ポンプ×2台				
残留塩素計×1台 年間部品交換				

	塩素注入装置X1台			
	凝集剤注入装置×1台			
	オーバーフロー前処理槽清掃			
	オーバーフロー系統	1	式	年2回
	濾過装置×1基			
	濾過ポンプX1台			
	制御盤×1面 メインプールオーバーフロー用			
	多機能プール系統	1	式	年2回
	濾過装置×1基			
	濾過ポンプ×1台			
	ジェットポンプ×1台			
	起流ポンプ×2台			
	噴水ポンプ×1台			
	滝ポンプ×1台			
	塩素注入装置×1台			
	凝集剤注入装置×1台			
	制御盤×1面			
	ジャグジープール系統	1	式	年2回
	濾過装置×1基			
	濾過ポンプ×1台			
	ジェットポンプ×1台			
	フロアーポンプ×1台			
	塩素注入装置×1台			
	制御盤×1面			
	諸経費			
5.	自動制御装置保守点検			
	自動制御機器	1	式	年1回
	プール系統空調機制御			
	温水熱源廻り制御			
	一般系統空調機制御			
	プール送水温度・給湯制御			
	ソーラ積算熱量			
	熱タンク満・減監視			
	薬液タンク監視			
	シャワー自動噴霧制御 2セット			
	F-1.3発停制御			
	THX-1全熱交換器制御			
	ファンコイル制御 7セット			
	F-5発停制御			
	盤関係	1	式	年1回
	CP-B1盤 1面			
	CP-3盤 1面			
	A-RP-1遠方操作盤 1面			
	ATBP-1遠方操作盤 2面			
	諸経費	1	式	
6.	煤煙測定検査			年2回
	煤煙測定	1	式	
	諸経費	1	式	